

市税

(税務課 住民税担当 227-6036 / 資産税担当 227-6037 / 納税担当 227-6041)

個人市・県民税(住民税)

■納税者

毎年1月1日現在、市内に住んでいて、一定以上の所得がある人に、均等割と所得割が課税されます。

■申告について

1月1日現在、市内に住所のある人は3月15日までに前年中の所得を申告してください。ただし、次の人は申告の必要はありません。

- ・税務署へ前年分の所得税の確定申告書を提出した人
- ・前年中の所得が給与所得のみで勤務先で年末調整を受けた人
- ・公的年金の収入金額が400万円以下でその他の所得や追加の控除がない人

法人市民税

市内に事務所・事業所もしくは寮などを有する法人に対して課税されます。

固定資産税

毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して課税されます。

都市計画税

毎年1月1日現在、市内の市街化区域に土地・家屋を所有している人に対して課税されます。

軽自動車税

毎年4月1日現在、軽自動車やバイク、小型特殊自動車などを所有している人に対して課税されます。

■軽自動車の届け出

軽自動車などを新たに取得した場合は15日以内に登録を、廃車の場合は所有しなくなった日から30日以内に届け出をしなければなりません。また、譲渡・転出などの異動が生じた場合も届け出が必要です。

取り扱う証明書

資産・所得・課税・納税についての証明書

固定資産税台帳の縦覧

所有する固定資産について、原則毎年4月1日から納税通知書の最初の納期限の日までの間、税務課窓口で土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を確認することができます。

納税には便利な口座振替を

■利用できる市税

市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

■利用できる金融機関

市指定の金融機関およびゆうちょ銀行(郵便局)

※納期限日に振替できなかった場合は、翌月中旬に再振替をします

国税・県税のご相談は

■国税

(所得税、法人税、相続税など)

松任税務署 ☎ 276-2345

■県税

(事業税、不動産取得税、自動車税など)

金沢県税事務所 ☎ 263-8831



税務・法務

詳細MAP1図 F-2

税務・経営サポートグループ

税務・経営の身近な相談役

株式会社アーマス

◆アーマスビル内
 本田英夫税理士事務所
 広瀬喜一税理士事務所
 ふなもと法務総合事務所
 高尾社会保険労務士事務所

◆提携先
 竹澤謙造税理士事務所
 上田耕蔵行政書士事務所

無料相談会実施中
 毎月第2土曜日
 9:00~16:00
 TEL:076-218-5506
 (要予約)

■野々市市御経塚3-37 (モリワンワールド横)
 ■TEL:076-218-5506 ■FAX:076-218-5507
 ■営業時間/8:30~17:30 ■定休日/土曜・日曜・祝日
 ■URL:http://www.myfavorite.bz/arms/
 ■E-mail:honda-ao@tkcnf.or.jp

P あり